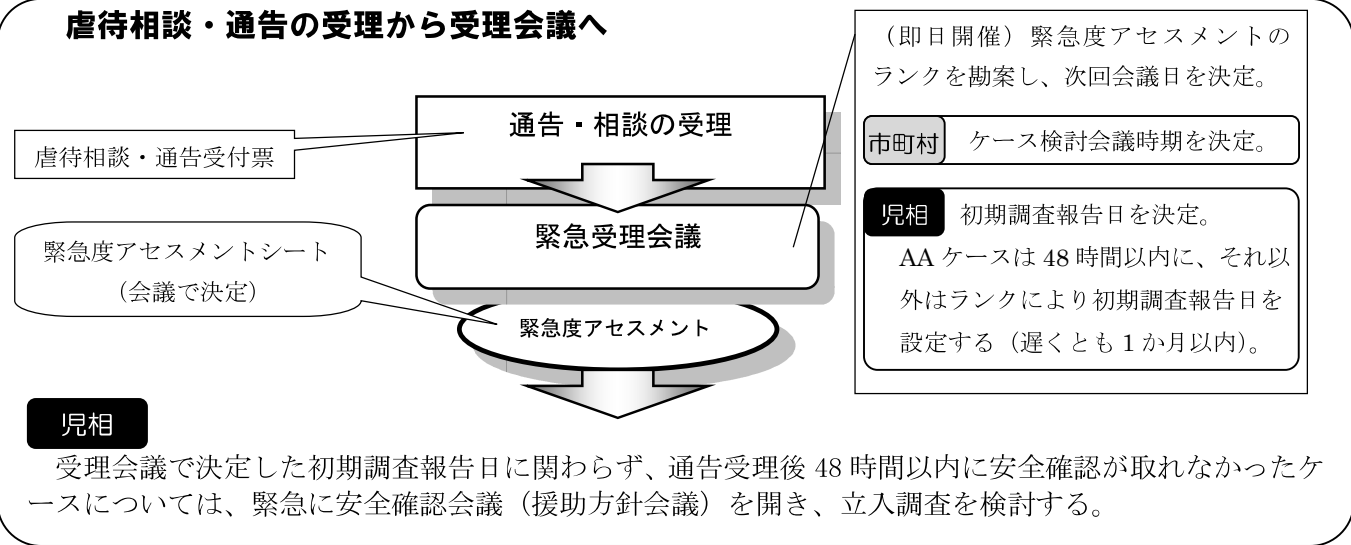


虐待相談・通告の受理から受理会議へ



重要！ 通告の取扱い

① 特定できる子どもの相談は通告として扱う

- 学校や保育所などから、「保護者や子どもにどう対応したらよいか。」などの相談や「今は何もなくていいが、何かあったときのために知っておいてほしい。」という情報が入ることがある。個人を特定できる虐待に関する情報は、通告として扱う。虐待が疑われる場合は、学校や保育所等は子どもの福祉を第一に考えて通告する義務があることを伝え、組織として受理し対応を協議する。
- 児童相談所は、要保護児童対策地域協議会の実務者会議等で市町村が主担当で対応しているケースを協議した場合は通告として扱わないが、援助依頼があった場合は通告として扱う。
- 児童相談所が主担当で対応しているケースの取扱いについて、市町村で定めておく必要がある。情報を把握し、要保護児童対策地域協議会での進行管理対象ケースとすることが望ましい。

② 通告と守秘義務・秘密漏えいの禁止について

- 医師や公務員、弁護士など職務上守秘義務を負っている人が、児童虐待を受けたと思われる児童を児童相談所等に通告することは、児童虐待防止法第6条において守秘義務違反にならないと規定されている。
- 児童虐待防止法第7条において、児童相談所等が通告を受けた場合、通告を特定した者を特定する情報を保護者等には漏らさないことと規定されており、通告の情報元は秘匿しなければならない。ただし、通告元となることの多い学校等や医療機関に関しては、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、通告をした機関が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する。また、学校や医療機関に対しては、保護者からの抗議を怖れて通告自体を躊躇することのないよう、日ごろから虐待問題への理解を促すとともに、組織的対応による危機管理体制の構築等についても児童相談所や要保護児童対策協議会などから働きかけることが大切である。

### 1. 相談・通告の受理

虐待通告は、関係機関からとは限らない。虐待者本人、あるいは虐待を受けている子ども自身からの SOS という場合や、近隣の住民や家族や親族からの相談という場合もある。通告者が誰であるかにより情報の質や量が異なるが、通告者の意図（どうしてほしいのか）とともに、その後の調査や安全確認を行うために必要な具体的事実を聞くことが大切である。

### 2. 通告の受け方

必要な情報が得られるよう「子ども虐待相談・通告受付票」（様式 6書式編 P23、様式 23書式編 P45）に記入しながら聴き取る。電話による通告も多いので、日ごろから適切な聴き取りができるようにしておくことが必要である。

#### (1) 通告受理の際に聴き取ること・確認すること

##### ① 聴き取り項目

- 虐待の具体的内容と事実経過

（「いつ頃から、どこで、誰が、どんなふうに、どのくらいの頻度で」を意識して聴き取る。）

- 虐待を受けている子ども、虐待をしている保護者の具体的な言動
- 虐待の目撃、伝聞、推測
- 保護者と通告者との関係
- 保護者、きょうだい、親族、縁故者の情報
- 所属集団など関係機関の情報
- 通告者の意図

（虐待かどうかわからないので調査確認してほしいのか、保護してほしいのかなど。

「なぜ今回、通告しようと思ったのか？」という質問で、通告の意図がわかる場合がある。）

- 生活保護、他の福祉制度の利用
- 所属集団での子どもの様子
- きょうだいへの虐待の有無など

##### ② 確認する項目

- 今後の協力依頼、電話連絡の可否
- 秘密保持の確認：保護者に通告者を知らせて良いかどうか

### 重要！ 聴き取りのポイント

- ① 「御連絡ありがとうございます。」…まず、感謝の意を示すことが大切。
- ② 具体的な問い掛けを心がける。  
いつ頃から:「1週間ぐらい前ですか、それとも1か月ぐらい前ですか。」  
頻度:「1日何回ぐらい泣き声が聞こえますか。」「時間帯は決まっていますか。」  
情報源:「このことに気が付いたきっかけを教えてください。」  
氏名:「お子さんの下の名前だけでも分かりませんか。」「住居に表札は出ていませんか。」  
年齢:「お子さんを見かけたことはありませんか。」「泣き声は、1～2歳ぐらいの赤ちゃんのような感じ、それとも小学生ぐらいですか。」
- ③ 「今日通告しようと思ったのは、何かあったのですか。」…緊急性や通告意図を把握しやすくなる。
- ④ 父母間の身体的暴力、大声での暴言などDV(面前DV)の把握も心掛ける。  
「お子さん以外の家族が被害に遭っている様子がありますか。」  
「お子さん以外の家族に対しても、叩いたり怒鳴ったりすることはありますか。」
- ⑤ 通告者の秘密を守る。(児童虐待防止法第7条)
- ⑥ 通告は守秘義務違反に当たらない。

### (2) 通告元別の留意点

#### ア 近隣住民からの通告

通告してきたことに謝意を示し、調査を開始すること、通告元を明かさないと説明する。

子ども、家族の状況に関して市町村・児童相談所が追加情報を求める場合があることや新たな事実が把握できたとき連絡をもらいたいことなど、可能な範囲での協力を依頼する。

なお、通告には、近隣関係の軋轢による中傷が含まれることもあるので、通告に至ったきっかけを尋ね、十分な聴き取りをして状況の把握をすることが必要である。通告者から対応についての情報提供や、対応の変更を求められた場合には、通告者の気持ちや考えを受け止めた上で、市町村や児童相談所は守秘義務があり、個人情報に関することは情報提供できないこと、組織として判断し、対応をしていることを説明し理解を求める。

同じ近隣住民から同様の通告が複数回あった場合でも、近隣トラブルと決めつけず、「虐待のおそれは無いか。」「何かあるのではないか。」という視点で、子どもや家庭状況をあらためて見直すことが必要である。

DVの子どもに対する影響という視点からは、父母間のやり取り等から、父母が対等ではなく、どちらかが一方的に強くもう一方が逆らえない状態のように感じたことはあるかについても確認できるとよい。

#### イ 本人、家族等からの通告

##### (ア) 家族や親族からの通告

通告したことを秘密にしてほしいと言うことも多く、介入の糸口となるのが困難なことがある。一方で、子どもの安全確認に関して緊急な対応を求められることも多い。まず

は調査を開始することを説明し、今後可能な範囲での協力を要請する。

### (イ) 虐待をしている保護者自身からの通告

保護者の訴えを受け止め、傾聴し、批判したり責めたりはせず、面談したいことを説明する。状況により、児童相談所において子どもの一時保護も可能であることを伝える。

匿名の場合は、個人を特定する情報収集に努める。

### (ウ) 虐待を受けている子ども自身からの通告

勇気を奮って通告したことをまずねぎらう。

市町村・児童相談所は、子どもの安全を守る立場であることを伝える。虐待の事実と程度、協力してもらえる人、子どもが一人でできる行動の程度や範囲、今後の連絡方法なども聴き取る。

市町村・児童相談所ができる援助の方法などを具体的に説明する。子どもに関わりのある学校等の関係機関と協力して解決していくことを説明し、子どもの理解を得る。また、緊急時等に助けを求められる場所や連絡先、SOSの手段を伝えておく。

### ウ 関係機関(学校、幼稚園、保育所等子どもが所属している機関、医療機関)からの通告

通告元となることの多い関係機関は、近隣住民や家族・親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いため、保護者に対する対応方法について事前に綿密な協議を行い、今後の協力を依頼する。虐待防止法第7条の規定により、通告元秘匿の観点から、市町村や児童相談所は、学校等通告元に関する情報を保護者には伝えない。DVの子どもに対する影響という視点からは、父母間のやり取り等から、父母が対等ではなく、どちらかが一方的に強くもう一方が逆らえない状態のように感じたことはあるかについても確認できるとよい。

なお、医療機関からの通告の場合には、子どもの受傷の程度、心身の状態、治療の見通し、保護者の言動とともに、虐待を疑った理由を聴き取る。また医療機関が保護者に伝えた情報も併せて聴き取る。入院している場合は子どもの安全を確保する意味から一時保護委託とする場合もあるので、退院の時期を医療機関だけで判断して保護者に言わないよう依頼する。傷害が重篤なケース等、場合によっては警察への通報を要請する。

### エ 警察からの通告

警察署は、深刻な虐待が疑われる場合など緊急性、専門性が高いと判断した場合や、その子どもの一時保護が必要であると判断した場合には、児童相談所に通告する。

児童相談所は、警察署からの通告ケースで、市町村が対応することが適当と判断する場合には、警察からの通告を受理した上で、市町村と連携して対応する。

警察署は要保護対策地域協議会の構成員であることも多いことから、警察から市町村に安全確認の依頼、情報提供、情報交換が行われる場合もある。

警察署から通告や依頼などを受けた場合には、児童相談所と市町村、警察で情報を共有して、連携して対応する。

### **重要!** 【児童相談所による対応】医療ネグレクトが疑われる通告について

保護者の同意が得られないために、子どもに必要な医療行為を行うことができない、といったケースについては、子どもや保護者の状況等に応じ、一時保護による児童相談所長の同意、親権停止審判請求及び保全処分といった対応が必要となる。併せて医療機関からの意見書等が必要な場合もあることから、速やかな検討を行う。

### **参考** 臓器移植に係る医療機関からの照会について

- 脳死あるいは心停止のおそれがある子どもについて、虐待相談の経過の有無につき医療機関から児童相談所、市町村等へ情報提供依頼がされる場合がある。
- 児童相談所では、『臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待情報の取扱いに関する指針』に基づき対応する。

ただし、医療機関から当該児童につき通告として連絡を受けた場合は、通常の虐待対応の中で情報収集・提供を行う。

### (3) 夜間・休日対応について

**市町村** 宿直・日直職員から調整機関への連絡体制、対応体制を整えておく必要がある。

**児相** 24時間365日電話相談事業(子ども・家庭110番)を実施している。

平成27年7月から、従前10桁の児童相談所全国共通ダイヤルが「189」の3桁に短縮された。千葉県では、平日9時から17時までは各児童相談所に、それ以外の時間は「24時間365日電話相談事業(子ども・家庭110番)」へ転送される。

#### ① 事業内容

中央児童相談所で、県下全域(千葉市を除く。)の虐待相談及び虐待通告を受け付ける。

#### ② 対象

保護者、子ども、市町村等の関係機関職員、県内に居住する子どもに関わる相談を希望するもの。

#### ③ 相談先

中央児童相談所専用電話 043-252-1152

#### ④ 虐待相談・通告聴取後の対応について

電話相談員は通告後速やかに管轄の児童相談所(夜間、休日は各児童相談所当番職員の携帯電話)に連絡をする。

#### ⑤ 夜間、休日の対応

電話相談員から連絡を受けた児童相談所当番職員は、必要に応じて通告者に連絡をするなどして、さらなる情報収集を図った上で、職員間の電話連絡等により組織として受理し対応を決定する。

目の前で暴力がふるわれているなど子どもの身の危険が推測される場合は110番通報を、重篤な身体への傷害や生命が危ぶまれるという場合は119番通報を通告者に依頼する。

また、必要に応じ警察や市町村とも連携して対応する。

